

コミュニティスクールの意義と課題

1. 子どもたちは今

1) 過度に描かれがちな問題状況

- 多くの子どもは困難な中でも、健全に育っている
- 子ども自身は決して現状に満足していないー変革しようとする潜在的な力

2) 静かに進む問題状況

a. 子どもに広がる「新しい荒れ」ー自虐性と攻撃性ー

- 未成年者による殺人事件
- いじめ、校内暴力（対生徒・対教師）
- 自殺、自傷行動、薬物使用、拒食症・過食症

} 「ムカツク」「キレル」
苛立ち（ストレス）の心理状態

b. 「学び」や「学校」から撤退する子どもたち

- 不登校
- 中途退学
- 学級・授業崩壊

} 「競争」「序列」「選別」を軸とする学校的価値からの
逃避・抵抗・拒否

c. 消費的文化に巻き込まれる子どもたち

- 全体社会の消費文化化、ターゲットとしての子ども
- 創造的文化の貧困
- 希薄な友人関係 「精神的一人暮らし・その日暮らし」

⇔ 消費文化を拒否する学校
↓
学校外のサブカルチャーへ

d. 自己効力感と将来への希望を持たない子どもたち

- 自己肯定意識の希薄さ
- 将来の職業（夢）から距離をおく子どもたち
- 自己表現と他者理解の弱さ

} 子ども=あてにされない存在
 高度経済成長下において
 経済・生活構造の変容が
 もたらす影響を過小評価

2. 学校・家庭・地域の教育力の変容

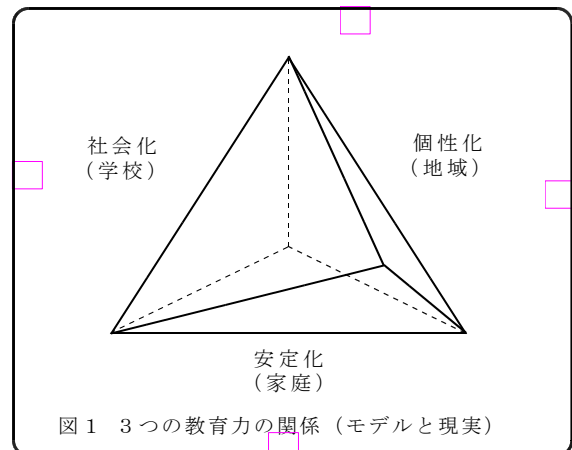
1) 3つの教育力の関係ー肥大化する学校教育

- a. 家庭のもつ<安定化>機能の弱体化、学校化
- b. <個性>を育む場としての地域の解体



c. 学校教育への期待の肥大化

- ☞ ○教職員の多忙と疲労
- 「できないこと」を求められる矛盾
=学校組織の設計ミス（教育政策の責任）
- 求められる役割を放棄できない苦悩



2) 家庭の教育力の変質

- a. 核家族化や少子化の進行にともなって、子どもの成長発達にとって不可欠な重要な他者との相互作用の機会が大幅に減少したこと
- b. 子育ての知恵の世代間継承（祖父母→両親→子ども）が困難となるとともにパッケージ化された子育て商品への依存が強まったこと
- c. 企業への就職が一般的な就業形態となることにより職住分離が進み、大人の働く姿を目にしたり、家事を手伝うといった「労働」の機会が有していた教育的意義が減少したこと
- d. 父親が企業に時間的・精神的に抱え込まれる中で、子育てが母親に集中し育児不安や育児ストレスが拡大したこと
- e. 母親の就労＝社会進出（そのこと自体は否定されるべきことではない）が進むことにより、子どもとの接触時間が減少するとともに子育ての社会的支援の不備による育児困難が広がったこと
- f. 学歴獲得競争に家族が巻き込まれることによる家庭教育の学校化、すなわち基本的生活習慣やしつけよりも知識獲得を重視する傾向が強まったこと

2) 地域の教育力の内容とその変貌

- a. 地域社会に存在する自然の持っている影響力
- b. 地域社会に継承されている歴史的文化
- c. 構成員間で共有されている価値の基準や行動様式としての社会規範
- d. 遊び、労働、社会参加等の子ども自身の生活体験の機会
- e. 図書館、博物館等の社会教育施設及びその学習プログラム
- f. 子ども会や育成会、その他の地域社会に存在する地域集団の影響力

- a. 地域の自然の喪失
 - 子どもの自然観・世界観の形成への影響
 - 遊びの空間の喪失 ↻
車社会の到来、資産としての土地観念
- b. 生活関係における大人の影響力の喪失
 - 職住分離の進行（労働の姿がみえない）
 - 近隣関係の希薄化、祭りや年中行事の衰退 →地域における共同性の希薄化
- c. 異年齢、同年齢集団の解体
 - 遊び・仲間集団の持つ形成力の衰退



このような状況の変化のもとで、子どもたちの健やかな成長を促していくためには、その役割を肥大化した学校のみにも頼ることはできず、必然的に学校・家庭・地域・教育行政の連携が求められる。そうした連携活動を通して、各主体が「エンパワーメント」（成熟）されていくことが焦眉の課題である。

3. コミュニティスクールの制度とその意義

1) コミュニティスクールの仕組み（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

原理：教育改革国民会議から出されたコミュニティ・スクール構想の一環で、納税者・消費者の声を学校経営に反映。参加型学校経営というよりもアカウンタビリティの発想。

根拠：地教行法47条の5 → 県・市町村教育委員会規則で規定。

組織：教育委員会が学校を指定（市町村教育委員会は県教育委員会と事前協議。

指定学校は学校運営協議会を設置可能。指定の取り消し及び委員の任免等の手続き。

協議会の委員は住民・保護者等の中から教育委員会が任命。

権限：校長が作成した教育課程等の教育委員会規則で定める教育方針の承認
 指定学校の運営に関する事項に対する意見の申し出
 教職員の任用に関する意見提出と教育委員会による意見の尊重
 現状：2009年4月で478校。

教育再生会議 → 学校運営協議会の活用促進を提唱

2) コミュニティスクールの意義

- 学校教育活動の方針や実際に関する積極的な情報の発信 → 保護者・住民の説明責任
- 保護者や地域住民の学校理解とアイデア提供・協力の確保 → 「エンパワーメント」
- 保護者・住民の要求や教育力を大切にされた学校運営

4. 学校運営協議会の活動例の紹介

1) 京都市の場合（御所南小学校を中心に）

設置背景：平成6年に地域教育専門主事室（7名の校長）を設置。

御所南小学校が平成14年度の「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究校」に指定される。同14年に高倉小学校、15年に京都御池中学校を市独自に指定。

設置根拠：教育委員会規則第3号（平成16年11月26日）

指定：平成17年5月20日、5つの小・中・総合（特別）支援学校を指定。その後、急速に拡大。

委員構成：保護者，地域住民，学識経験者，その他教育委員会が適当と認めた者

- 後述の3つのコミュニティの委員長1名，副委員長3名（計12名）と校長，学校代表5名（計6名）の18名が理事会を構成。学校運営協議会の委員は前者の12名。

組織構成：3つのコミュニティ委員会（12のコミュニティ）で活動。

各コミュニティで事業を計画。事業ごとに支援者を募集。

○地域コミュニティ委員会	}	文化コミュニティ 福祉コミュニティ スポーツ・コミュニティ 町づくりコミュニティ
○幼小中コミュニティ委員会	}	国際コミュニティ ジュニア・コミュニティ コンピュータ・コミュニティ 図書館コミュニティ
○スクール・コミュニティ委員会	}	学びコミュニティ 表現コミュニティ 健康コミュニティ 環境コミュニティ

組織運営：年間7回程度，学校運営協議会（前半）と御所南コミュニティ会議（後半）

御所南コミュニティ会議	全体会	20分	}	約2時間
	各コミュニティ部会	60分		
	3つの委員会	30分		

- 活動成果：①保護者・住民の学校理解の促進
②活動を通じた子どもの成長
③学校理解を踏まえた教育方針の承認
④〃 学校評価の実施

2) 出雲市の場合（大社小学校を中心に）

設置背景：平成17年7月「出雲中央教育審議会」設置。市長の諮問，12月に第一次答申。地域学校運営理事会の設置を答申。平成18年4月1日より制度の導入。

設置根拠：教育委員会規則第6号（平成18年3月31日）

指定：平成18年7月で小学校16校，中学校5校を指定。平成19年1月に全校設置

委員構成：地域住民，保護者，校長・教職員，学識経験者，行政機関職員，その他教育委員会が適当と認める者。15名以内。

組織構成：地域学校運営理事会のもとに

○学習支援部（学校における授業支援）

○子ども見守り部（安全マップの見直し，登下校時の安全確保，あいさつ運動）

○家庭教育支援部（さわやかカードを利用したノーテレビデー，子育て講演会）

○広報部（地域学校運営理事会だよりの発行：年2回ほど）

「きづき学校応援隊」を組織化 → 地域人材を活用した授業や活動の展開

登録制度：平成20年1月（25人）→平成20年10月（72人）

組織運営：地域学校運営理事会＝学校の応援団←制度導入に対する校長の反発

○4部会と「きづき学校応援隊」を中心とした活動

○校庭の芝生化作業での共同（子どもと大人の共同作業）の取り組み

○一日公開授業

活動成果：①子どもにとって顔見知りの地域の大人が増えた。

②保護者・住民同士の交流の増加

③学校と地域の敷居が確実に低くなった。

④子どもの基礎学力のアップ

3) 岡山市（岡輝中学校区を中心に）の場合

設置背景：①平成13年「岡山人づくりプラン」を策定 → 学校・家庭・地域の連携を学校毎に。

②岡輝中学校の「荒れ」への対応 → コミュニティスクール事業がマッチング。

③幼・小・中の連携なくして問題解決はできないとの認識。

設置根拠：教育委員会規則第11号（平成17年4月1日）

指定：文部科学省事業「新しいタイプの学校運営に関する実践研究」に岡輝中学校区を平成17年度に「地域協働学校」に指定（第1号）。

平成16年～18年度に3中学校区（19校園をモデル校指定）。平成20年11月で10中学校区48校園を指定。

委員構成：保護者，地域住民，校園長，教職員，学識経験者，その他教育委員会が適当と認める者で，15名以内。

組織構成：中学校区を単位として所属する学校園はすべて指定。「中学校区連絡協議会」が存在。
 ただし、教育委員会から組織づくりについては指示せず、中学校区単位で自由に構想。
 Aタイプ：各学校園に「学校運営協議会」を設置し、中学校区連絡協議会にその代表が参加するという方式。地教行法の想定する形態。
 Bタイプ：幼稚園・小学校は同一校長であることが多いことから、それらを合同して「学校運営協議会」を設置し、その代表が連絡協議会に参加する方式。
 Cタイプ：中学校区連絡協議会が中心的役割を果たし、そこでの方針を各学校園が持ち帰り具体化するという方法。各学校園独自に必要な場合には、それぞれで「学校運営協議会」を開催。岡輝中学校区がこの方式。

組織運営：①「岡輝版子育て法」の作成と普及。校区の特徴から、家庭の教育力を高めることが重要課題として認識され、連絡協議会の取り組みとして展開。「改訂版」の発行とともに、子育て講演会の開催。
 ②「シニアスクール」の取り組み。学校の空き教室を利用して、週3日程度、高齢者が授業をうけるというもの。平成16年度に開始。その後も継続。
 ③幼・小・中の連携を中心課題に6校園合同研修会の開催。授業づくり班など10グループに分かれて研修。
 ④地域情報誌「ちくたく」の発行。年3回、全戸配布。

活動成果：①岡輝中学校の「荒れ」の収まり→学力向上、規範意識向上に向けて
 ②地域の高齢者との触れあい（シニアスクール）による子どもの変化。
 ③問題の原因の押し付け合いから、連携の中で責任を負う自覚の発生。

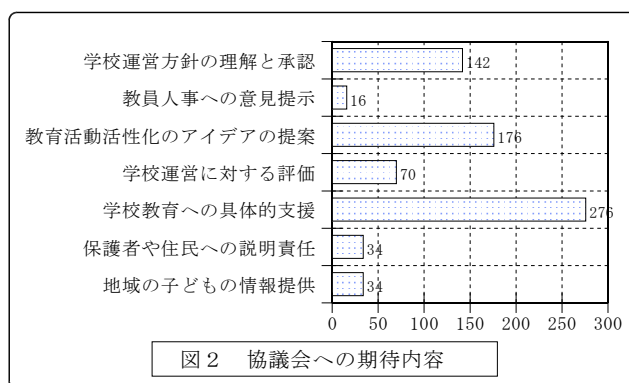
5. コミュニティスクール推進の課題

1) 取り組みの独自性と共通性

独自性：各学校や地域の置かれている条件に応じて組織構成や活動を工夫していること。

共通性：学校運営協議会のもとに下位組織を位置づけ、そこを実働部隊として「学校支援」に中心をおいていること。

※7項目について第1位から3位までを選択。1位に3点、2位に2点、3位に1点を付与。調査期間は2008年3月20日～31日で、回収率は51.0%（123/241校）。



2) 今後の課題

①教育行政担当者及び学校管理職及び教職員の意識改革の必要性

- 多忙化による敬遠
- 人事（任用）が役割に入ったことによる敬遠
- 無理難題要求の広がり

学校運営協議会はこれらの負の条件を打ち破る可能性を秘めている。

②参加者の限定 → 保護者・地域住民の参加拡大、情報提供等の工夫の必要性

③単なる「学校応援団」から「地域教育創造集団」へー辛口のコメントも必要